

令和6年4月19日

保護者の皆様

気象警報等発令時の対応について

神石高原町立三和中学校

校長 辻 雅 人

本校では、気象状況等に伴う登下校の対応について、生徒の安全を確保するために、次のとおり対応しますのでお知らせします。ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

1 学校の臨時休業措置の判断について

来見小学校、三和小学校と連携・協議をし、学校長の判断で臨時休業を決定します。

なお、臨時休業の判断基準は、次の3点です。

- (1) 午前6時の時点で、町内に警戒レベル4以上の気象情報、又は、避難勧告・避難指示が発令されている場合
- (2) 「登校時」「下校時」の状況を勘案し、児童生徒の安全を確保することが難しいと判断した場合
- (3) 校区内のスクールバス路線が平常通り運行できない場合

2 臨時休業措置等における連絡方法について

- (1) 午前6時15分頃までにメール配信します。
- (2) 午前6時15分頃までに放送(ページング放送)します。

3 その他

- (1) 前日に「警報」が発令された場合等、「登校時」「下校時」の状況を勘案して、生徒が安全に登校することが難しいと判断した場合は、前日に、ページング放送又はメール配信で臨時休業のお知らせをする場合があります。
- (2) 下校時に「警報」が発表され、以後、解除の見通しが立たない場合は、生徒を学校に待機させ、保護者にお迎えをお願いすることがあります。この場合は、メール配信でお知らせします。
- (3) 警報発令時、町営バスの一部路線が運行を停止した場合でも、校区内のスクールバス路線が平常通り運行できる場合は、運行されます。(町営バス路線が一部停止しても、スクールバスが運休になるとは限りません。)
- (4) 校区内に「警報」が発令されていても、解除の見通しがあり、安全に登校できると判断した場合は、平常通り学校があります。このような場合でも、保護者が「危険である」と判断して欠席させた場合は、「欠席」扱いにはなりません。
- (5) メール配信やページング放送がない場合は平常通り学校があります。
- (6) 臨時休業になったときには、安全確保のため、外出をせず、自宅等で学習に取り組むことや、警報解除後も、河川の氾濫や崖崩れ等の災害に備えるよう学校で指導しますので、家庭でも指導してください。